

藤井寺市地域公共交通会議設置要綱

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、藤井寺市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (2) 法令及び関係通知等で交通会議での協議が定められている事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

（組織）

第3条 交通会議の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

（会長及び副会長）

第4条 交通会議に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日国自旅第161号）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.（3）地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果又は当該検討プロセスに基づき協議が調ったものとみなされた事項については、交通会議の議決があったものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

6 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

（書面開催）

第6条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、全ての委員に対し書面により可否を求め、その結果をもって会議の議決とすることができる。

(1) 緊急を要することから会議を開催する時間的余裕がないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案と認めるとき。

2 前条第3項の規定は、前項の規定する議決について準用する。この場合において、前条第3項中「出席した委員」とあるのは「委員の書面による回答」と読み替えるものとする。

3 会長は、書面による議決を行った場合、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(協議結果の取り扱い)

第8条 関係者は、会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(報償費)

第9条 委員が会議に出席したときは、報償を支給することができる。この場合において、支給の対象となる委員は、市長が別に定めるものとする。

2 前項の報償の額は、日額9,500円とする。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、都市整備部まち建設課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

藤井寺市長又はその指名する者
一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
住民又は旅客
近畿運輸局長又はその指名する者
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
学識経験を有する者
道路管理者
大阪府警察
その他交通会議が必要と認める者